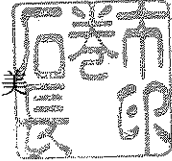


石巻市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末から交付する各種証明に係る手数料の徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月31日

石巻市長 齋藤 正美



記

1 委託した手数料の徴収事務

- (1) 徴税手数料のうち税務証明の手数料
- (2) 戸籍住民基本台帳手数料のうち戸籍の手数料
- (3) 戸籍住民基本台帳手数料のうち住民票の手数料
- (4) 戸籍住民基本台帳手数料のうち印鑑登録証明書の手数料

2 委託した者の住所又は所在地及び氏名又は名称

- (1) 住所又は所在地 東京都千代田区一番町25番地
- (2) 氏名又は名称 地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで